

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体は、子育て支援・医療・介護等の社会保障の充実、人口減少対策をはじめ国土強靱化と防災・減災事業の実施等、担うべき役割が一層増大してきており、これに見合う財政措置が過大となっている。

これらの多様なニーズへの対応と行政サービスの質の確保を実現するためには、政府が地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに必要な地方交付税等の一般財源総額を確保することが不可欠である。

このような中、今年度の地方の一般財源総額は昨年度を上回ったものの、地方公共団体においては、新型コロナウイルス感染症対策や会計年度任用職員制度の導入に係る歳出の増加、経済の下振れによる税収の減少も踏まえた財政運営が必要となっている。また、地方交付税の算定に関し、業務改革の取組等の成果を反映することは、地方の改革意欲を損ねることも懸念される。

よって、国において地方公共団体がその担うべき役割を確実に実現するため、地方財政全体の安定確保に向けて、次の事項について対策を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 一般財源総額の確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策、社会保障、人口減少対策、防災・減災対策等の地方公共団体の財政需要を的確に把握し、反映させること。
- 2 地方交付税による財源調整機能及び財源保障機能の強化を図るとともに、特例的な措置である臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講ずるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 地域間の財源偏在性を抜本的に是正するとともに、税収が安定する地方税体系の構築に努め、政策税制については有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 6 頻発する自然災害に対し、地方自治体が国土強靱化地域計画を推進するために必要な予算の確保及び、補助対象事業の拡大に努めるとともに、3か年緊急対策後においても、防災・減災と併せ、引き続き取組の促進を図るために必要な措置を講ずること。
- 7 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を、持続可能な地域社会の維持・構築のために継続・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月23日

飯田市議会議長 湯澤啓次

提出先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣